

鳥取県教育委員会告示第13号

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第10条の規定により次のとおり告示し、平成24年7月17日から施行する。

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求ができる個人情報について）は、平成24年7月16日限り廃止する。

平成24年7月17日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
職員採用候補者選考試験	試験の合否、総合得点及び順位並びに試験種目ごとの得点（不合格者の場合で試験種目ごとの判定結果があるときは、当該判定を含む。）	合格発表日から1月間。ただし、第1次試験及び第2次試験がある場合は、第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の合格発表日から、第1次試験の合格者にあつては最終合格発表日から1月間	当該試験を実施した教育委員会各課（課に相当するものを含む。）又は教育機関
非常勤職員採用試験及び臨時的任用職員採用試験	〃	〃	〃
鳥取県立特別支援学校非常勤職員採用試験	合計得点及び順位並びに試験種目ごとの得点	合格発表日から1月間	各県立特別支援学校
鳥取県立高等学校入学者選抜	学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接、作文及び実技検査の結果	推薦及び一般入学者選抜受検者にあつては一般入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間	各県立高等学校
鳥取県立特別支援学校高等部入学者選抜	鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科療科にあつては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、琴の浦高等特別支援学校にあつては学力検査の教科ごとの得点、適性検査の得点及び合計得点並びに作文及び面接の結果、鳥取盲学校高等部普通科及びその他の特別支援学校にあつては諸検査及び面接の結果	入学者選抜受検者にあつては入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間	各県立特別支援学校